

ものについての手続が合理化されたことによる新たな認定申請の追加及びオリンピックなどの国際的な大会における仮設興行場について、1年を超える許可が可能になったことによる新たな許可申請を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽**館林市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例** 国家公務員及び群馬県職員の給与改定並びに人事院規則の改正を踏まえ、本市一般職の職員の給料月額を、初任給及び若年層に重点を置いて平成30年4月1日に遡及して平均0・2%引き上げるほか、宿日直手当の額を平成30年4月1日に遡及して200円引き上げるものです。

あわせて、本市一般職の任期付職員についても、国家公務員等の例により所要の改正をするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽**館林市特別職の職員の期末手当の支給に関する条例** 本市職員のうち、平成30年12月期に支給する特別職の期末手当の支給月額を0・05月分引き上げ、平成31年度以降については、6月期と12月期の期末手当が均等になるよう配分するため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

**その他の議案**

▽**館林市斎場指定管理者の指定について** 老朽化した館林市斎場施設を安定的に運営管理していくための専門知識を有する人材の確保、個別業務を一括管理することによる施設管理水準の向上などを図るため、斎場における指定管理者制度の導入に伴い、5名で構成する館林市斎場指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、「たてばやし斎苑管理グループ」を指定しようとするもので、指定期間は、平成31年4月1日から3年間となります。



指定管理者制度を導入する市斎場

指定管理実績のある2事業者によって設立された同グループを斎場の指定管理者に指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽**館林市障がい者総合支援センター指定管理者の指定について** 館林市障がい者総合支援センターの現指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、7名で構成する館林市障がい者総合支援センター指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、引き続き「社会福祉法人群馬県社会福祉事業団」を指定しようとするもので、指定期間は、平成31年4月1日から5年間となります。

指定管理者の選定に際しては、選定委員会を3回開催し、応募した3法人からの提案書に基づき、運営面での基本方針の実現性やサービス提供内容の水準、実施体制など、障がい者総合支援センターの円滑な運営や利用者の福祉向上に資するきめ細かい提案がなされているかについての書類審査のほか、公開型のプレゼンテーションとヒアリング等の内容を評価・採点した結果、法人としての運営方針や各事業における独自性の取り組みなど、優れた提案をした同事業団を同センターの指定管理者に指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽**市道1級14号線の路線認定について** 国道122号館林明和バイパスの開通に伴い、旧道区間となる国道122号の一部について、群馬県から管理を引き継ぐため、新たに路線を認定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽**市道3365号線の路線認定について** 民間の開発行為により加法師町地内に新設された路線を認定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽**市道5472号線ほか1路線の路線認定について**